

記入例

国制度無償化請求用

※新2号・新3号認定を受けている方は
こちらの様式をご利用ください。

請求日 令和 年 月 日

(宛先) 向日市長

施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設等（認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業）の施設等利用費

【 令和 ● 年 ● 月 ～ 令和 ● 年 ▲ 月分請求用】

金融機関名・口座番号・口座名義（カタカナ）は
お間違えのないよう注意願います。

なお、振込先は「1.施設等利用給付認定保護者（請求者）」と同
名義の口座である必要があります。

て、下記の通り請求しますので、指定する償還
ます。

と。

1. 施設等利用給付認定保護者（請求者）

フリガナ	ムコウ △ △	認定 子ども との 続柄	父	生年月日	昭和60 年 3 月 4 日
氏 名	向日 △ △	現住所		電	
※償還払いの場合の振込先は請求者名義の口座です					

交付されている「施設等利用給付認定通
知書」をご確認下さい。不明な場合は空
欄で構いません。

2. 認定子ども ※認定子どもごとに請求が必要です

フリガナ	ムコウ ○ ○	認 定 番 号	〇〇〇〇
氏 名	向日 ○ ○	認 定 区 分	☒ 新2号認定 ☐ 新3号認定
生年月日	平成 令和 27 年 4 月 10 日		

3. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1)

金融機関名	預 金 種 目	☒ 普通	☐ 当座
〇〇 (銀行)・信用金庫 △ △ (支店)	口 座 番 号	1	2
農協・信用組合 △ △ 出張所	口 座 名 義 (カタカナ)	3	4
		5	6
		7	

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市町村指定の委任状を提出してください。

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子

①	フ リ ガ ナ	ニカガ イネイクシセツ ● ● イネイクエン	所	
	施 設 業 名	認可外保育施設 ● ● 保育園		
	契約している利用料※2	☒ 月額 35,000		
②	フ リ ガ ナ	ビョウジ イネイクシセツ ▲ ▲ イネイクエン	所	
	施 設 業 名	病児保育施設 ▲ ▲ 保育園		
	契約している利用料※2	☐ 月額 円		
③	フ リ ガ ナ		所 在 地	〒 617-0002 向日市寺戸町〇〇〇〇
	施 設 業 名	向日市ファミリーサポートセンター		電話: 075-□□□□-〇〇〇〇
	契約している利用料※2	☐ 月額 円 □ 日額 円		☒ 時間額 700 円

・請求期間内に利用したサービスの契約情報

(事業名称・所在地・電話番号・契約形態及び利用料)
を記入してください。

・期間内にサービスを複数利用した場合は②以降に記入
してください。

※なお、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）は預
かり保育分のみが対象となります。（送迎は対象外）

<裏面も記入して下さい>

フリガナ		所在地	
各施設から発行を受ける「領収証兼子育て支援提供証明書」（「ファミリー・センター分は『活動報告書』」）に記載されている領収額を合算した額を記入してください。 例）令和7年12月利用分 ・認可外保育施設…35,000円/月 <u>35,000円</u> ・病児保育施設 …2,000円/日×2日 = <u>4,000円</u> ・ファミリー・センター…700円/時間×2時間 = <u>1,400円</u> 合計：40,400円			
利用している利用料	月額	日額	時間額

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、合算額に記載して下さい。

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入して、期間の月数で除して、当該利用料の月額を算出してください。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業

利用年月日	認可外保育施設等に支払った月額利用料の合計 (a) ※3 ※4	下記※5参照	請求額
令和○年 △月	64,000 円	40,300 円	40,300 円
年 ×月	35,000 円	40,300 円	35,000 円
年 □月	40,400 円	14,300 円	14,300 円

認定区分（新2号認定（3～5歳児）、新3号認定（0～2歳児））により月額上限額が異なりますので、それぞれの区分に応じた額を記入してください。また、月途中の認定や転入出の場合は日割り計算が発生しますのでご注意ください。

例）令和7年12月利用分
12月12日付で向日市を転出（12月11日付けで認定終了）の場合
月額上限額40,300円×11日÷31日
= 14,300円（小数点以下切り捨て）

- ※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類「領収証兼子育て支援提供証明書」または、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付してください。
- ※4 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月単位の平均額で算出してください。（小数点以下の端数がある場合は切り捨て）
- ・後期（10月～3月）の利用料金240,000円で支払っている場合
240,000円÷6か月＝40,000円（月額相当分）
- ※5 月額上限額は、施設等利用給付新2号認定の場合は月額40,300円、新3号認定の場合は45,700円です。月途中で認定期間が終了する又は開始される場合、市町村間の転入出の場合、月額限度額は次の通りとなります。
- ・月途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額（認定終了日・転出日は日数に含む）
40,300(45,700)円× 転出日（又は認定終了日）までの日数÷その月の日数（小数点以下切り捨て）
 - ・月途中で認定期間が開始する場合、または別の市町村から転入した場合の限度額（認定開始日・転入日は日数に含む）
40,300(45,700)円× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数（小数点以下切り捨て）
- ※6 認定こども園・幼稚園・特別支援学校の利用者が預かり保育事業の他に認可外保育施設等の利用料が無償化の対象となる場合
・「12,300(17,700)円－ 預かり保育事業の給付額（請求額）」が認可外保育施設等の請求に係る上限額となります。
- ※7 ご請求に基づき、本市で審査を行いますので、請求額合計と入金額が異なる場合があります。ご不明な場合は、お問い合わせください。

各月の (a) と (b) の額を比較し、小さい方を請求額として記入してください。